

暮らしとこころの相談会報告

「思い切って相談してよかったです」

「不安で不安でたまらなかったけど、こんなに親身に聞いてくれると思っていませんでした」

「どこに相談して良いか分からなかったの、ほっとしました」

～これは、今回の相談会に訪れた方々の声の一部です。相談会に恐る恐る来てみたという方々が相談後にっこりされ、元気になってお帰りになるとき、我々が、本当に良かったと思う瞬間です～



今回は、9月8日(火)9日(水)の2日間、相談会が実施されました。相談件数は2日間で164件となりました。前回の6月は、2日間の相談件数が96件、前年9月は95件でしたから、前回比、前年比ともに、2倍とまではいかないものの、約1.7倍を超えたという伸び率です。NHKテレビや中国新聞でも取り上げられましたので、その影響も大きかったと思いますが、たまたま通りかかったという方も多くいらっしゃいました。ということは、機会があったら相談してみたいという気持ちの方が、まだまだ多くいらっしゃったということではないでしょうか。

今回の相談内容を振り返ってみると、借金、生活苦などお金の問題、突然解雇されたなどの労働問題、DVや離婚、相続や成年後見などの家庭内の事など、まさに、今の時代、誰もが直面する可能性のある身近な問題が多かったです。

「夫の暴言が酷くて実家に戻ったが、度々夫が訪ねてきて怖い。夫の声を聞くだけで震えがきて眠れない、離婚したいと言い出せない」という40

歳代の女性の方は、怖くて今まで誰にも相談できなかったと涙を流していました。この相談では、弁護士と臨床心理士の2人で相談を伺っていましたので、弁護士からの法的な助言はもちろんのこと、眠れないという心の悩みについても、臨床心理士の丁寧なケアとアドバイスも受けて頂くことができました。帰りには「誰にも言えなかったことを聞いてもらってホッとしました」とおっしゃっていました。

また、「うつ病がひどくなったのか死にたいという気持ちが出る、生活が苦しく病院代がないので病院に行けない」という男性の相談には、弁護士と社会福祉士のペアで対応させていただき、生活保護受給についての具体的アドバイスをお聞き頂くことができました。

「数年前に父が亡くなった父名義の家と土地があり、登記はそのままにしている。昨年母がなくなった。私が父の面倒を見ていたから、家と土地は相続したい。相続問題でもめていて疲れ切っている」という60歳代の女性の相談では、司法書士が登記の問題についてアドバイスをし、医療ソーシャルワーカーは、心の悩みをお聞きしました。

自分の悩みを誰かに相談するという事は、とても勇気があることです。そのために、相談会の専門家は「守秘義務」といって相談内容を口外しないという約束のもと、相談をお聞きしています。相談内容は、どんなことでも構いません。「こんなこと、聞いてくれるのだろうか」と思っている方、何でもお話しください。1日も早く笑顔を取り戻していただけるよう、私たち専門家がお待ちしています。(I)



2015年9月相談会集計

男性74人、女性76人、不明16人10代10人、20代6人、30代9人、40代18人、50代23人、60代45人、70代36人、80代5人、90代3人、不明21人

チラシ・通りかかった46人、法テラス24人、知人友人家族から6人、スタッフから12人、役場から1人、新聞10人、テレビ21人、ラジオ4人、議員から1人、その他2人、不明34人、HP1人

－相談内容－

多い順に、借金・保証26件、相続22件、生活苦20件、家族14件、こころ、年金、離婚養育費各12件、医療、労働各11件、損害賠償、後見・認知症各6件、家賃、生活保護、隣家問題各5件、人間関係、横領各4件、売買、境界問題、貸金、不動産相談各3件等。

広島弁護士会「女性の貧困」に関するシンポジウム報告

弁護士 寺本佳代

2015年9月5日(土)午後1時30分から、広島弁護士会館3階大ホールにて、第58回日弁連人権擁護大会プレシンポジウム「貧困と社会福祉～女性の視点から」が開催され、約90名が参加しました。

1985年、日本は、国連の女性差別撤廃条約を批准しました。この条約は、あらゆる分野での女性差別を禁止するものであり、「世界の女性の憲法」といわれています。同じ年、上記条約批准のための国内法整備の一環として、男女雇用機会均等法が制定されました。今年は、それから30年という節目の年です。にもかかわらず、現在の日本では、「女性の貧困」も大きな問題となっています。

第1部では、基調報告「女性の貧困を可視化する」と題して、2人の女性の人生に即して、発表されているデータをもとに女性の貧困の現状とその原因について、理解を深めました。マタニティ・ハラスメント、離婚、不本意な非正規雇用、介護離職など、女性が貧困に陥るきっかけは、女性のライフイベントに密接に関連しており、決して予測不可能な出来事ではないことが分

かりました。

第2部では、「貧困と社会福祉～女性の視点から」と題して、都留民子教授(県立広島大学人間福祉学科)ご講演いただきました。



貧困研究・社会福祉の歴史、現在の日本における経済格差の状況を踏まえ、教育・医療・住宅にかかる費用を社会化する、生活保護の捕捉率を上げるといったことが重要だという指摘がありました。

「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識のもと、女性が労働したとしても、パートタイムといった非正規雇用が多数を占めました。同一価値労働同一賃金の原則が確立していない日本では、非正規雇用の場合、同じ仕事をしていても正規雇用と比べると賃金が低いままです。経済成長が衰えるなかで、男性の労働条件はもともと低かった女性に合わせて切り下げられています。少子化、未婚化・非婚化、あるいは離婚の増加が進むなかで、家事や育児、介護の負担は女性だけのものではありません。女性の貧困は、男女を問わず、日本社会全体の貧困につながるものです。

～貧困問題から考える戦争法案～

広島つくしの会 新家隆史

先日(8月18日)、大手町平和ビルで山田延廣弁護士を講師にお招きして、～貧困問題から考える戦争法案～をテーマに学習会を開催しました。

講師をお願いした山田弁護士は、35年前、全国的に社会問題化して、世間を騒がしていたサラ金被害者の救済に立ち上がりクレサラ被害者の会広島つくしの会の発足にご尽力いただいた若手(当時)弁護士の1人でもあり、現在は、NPO法人反貧困ネットワーク広島の代表として、日頃から

大変お世話になっている弁護士です。

山田弁護士は、以前、反貧困ネットワーク広島の機関紙に「平和な世の中でないと貧困はなくせない」と書かれていたこともあったので、学習会の内容は貧困問題から考える戦争法案についてお願いしました。

学習会では、憲法問題から映画評論、マスコミ問題と、大変面白く、時間が経つのも忘れる内容でした。その中から印象に残った話を紹介します。

日本は立憲主義国にもかかわらず安倍政権は、憲法違反の法案を数の力で強行採決しました。6月4日衆議院憲法審査会の会場で与党推薦の憲法学者が『明らかに憲法違反であると』発言しました。

これまで歴代、自民党政権下では、憲法9条の下では集団的自衛権は使えないという政府の解釈が長年、守られてきました。憲法9条では「交戦権」が否定されているので、自国防衛はできても、他国の防衛戦争はできませんでした。憲法は権力者をしぼるためのものです。国民の基本的な人権、生命や財産を守るためにあります。憲法99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と書いてあり、国民には憲法を守る義務はありません。守られるのは国民なのです。たとえば、権力を持つ人の考え方だけが認められ、それと違う意見を言う人は逮捕される世の中では困ります。しかし、わずか80年前の日本は、そんな国だったのです。「政府の政策は間違っている」と主張すれば、逮捕、投獄されました。そうならないように、憲法で国家権力を体现する政治家や公務員をしばっておこうという考

えが「立憲主義」です。

大砲（軍事体制）とバター（社会保障）は両立しない。日本の相対的貧困率は16.1%（過去最高、先進国30カ国中上から4番目）です。しかし、貧困や格差拡大は日本政府の思う壺？アメリカでは、ベトナム戦争以降、徴兵制は廃止しているそうです。では、どうやってあれだけの兵力が維持できるのでしょうか？それは、先進国30カ国中、上から3番目の相対的貧困率に起因するようです。軍に入隊すれば大学の授業料は免除され、また、家族の医療費も軍の病院に行けば免除になるそうです。このまま法案が通ってしまうと、日本も経済的徴兵が始まるかもしれません。安倍政権は、年金、介護、医療、生活保護などの社会保障費を3900億円削減して、オスプレイ17機を購入しています。ひき続き、反対の声をあげていく必要があります。



2015.9.13 ストップ戦争法案に7000人

生活困窮者自立支援法が施行され5ヶ月経過

2015年4月に生活困窮者自立支援法が施行され5ヶ月が経ちました。この5ヶ月の間に私が感じた制度の成果や課題などを述べます。

くらしサポートセンターの相談支援員が3名から12名に大幅増員され、相談窓口に来られた生活困窮者の方々へきめ細やかな支援が行われるようになりました。生活保護の同行申請や、法テラス相談への同行など、制度を利用することがが困難な方々への制度利用支援に、相談支援員が積極的に関わられる体制となった点や、くらしサポートセンターが包括的に相談を受け付けることで、これまで制度の狭間で、どこに相談をすればいいかわからなかった生活困窮者が、発見されるようになったことは、大きな成果です。

一方で、課題もあります。一つは、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の関係です。たとえば、相談者が生活保護申請を行うと、その時点で

くらしサポートセンターによる支援は終わり、福祉事務所のみでの支援になるなど、制度上、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体的な支援を行うことができなくなっています。また、この制度が始まってから反貧困ネットシェルターの平均滞在期間が長期化し、シェルター入居をお断りせざるをえないケースが増えています。さらに、「シェルター卒業後」の支援に対し、生活困窮者自立支援制度がどのような役割を果たしていくかが不明確なことです。生活困窮者自立支援制度がシェルター卒業後の居場所作り支援にもっと積極的に取り組むことが求められています。

より一層充実した生活困窮者自立支援制度構築のために、反貧困ネットとしても、生活困窮者支援を行うさまざまな団体や個人と結びつきを強め、利用者の立ち位置から、制度の改善を行政に求めていきたいと思えます。（Y）

～改正労働者派遣法成立～

2015年9月11日改正労働者派遣法が成立した。施行日は同月30日とされ、10月1日施行の労働契約申込みみなし制度（後述）の適用を回避する意図が明らかであり、姑息な印象を受けた。今回の改正で

は、派遣事業を許可制に一本化することにより、業者に一定の質の確保が期待され、また、派遣元における教育訓練や希望者に対するキャリア・コンサルティングが義務化されるなど派遣労働者に対するプ

ラス面もある。しかし、3年ごとに同じ人を同一事業所で別の組織単位に派遣労働させることが可能になり、あるいは人を替えて派遣労働を受け入れることができるようになった。また、労働契約申込みみなし制度は、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点で派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申込み（直接雇用の申込み）をしたとみなす制度であるが、その適用は違法派遣に限定されており、長期間、派遣で働いている専門26業務以外の労働者の「直接雇用転換への期待」を裏切る

こととなった。3年後に予定されている雇用安定装置や派遣先労働者との均等待遇確保に関しては、現在の労使の力関係を考えると実効性に疑問がある。過半数労働組合は、意見聴取において、派遣労働者の直接雇用促進等の意見を言うべきである。私たちは、政治を変え、派遣労働者を窮状から救い出す新たな法改正を促すため、活動し続けなければならない。（T）



9月のほっとサロン

反貧困ネットワーク広島では、シェルターを利用した人を中心に、一人ぼっちにならないようにと月・水・金の午後から「ほっとサロン」を開いて歓談します。魚釣りの話、生活の知恵自慢、今月は引越で生活が苦しかったなど様々ですが話は尽きません。様々な経過でシェルターにたどり着き、利用できて本当に助かったといえます。彼らには初対面の憔悴した顔はもう見られません。

就職一ヶ月目の9月初旬、Tさんが「頑張っています！」と久しぶりに顔を出しました。パン屋さんの仕事に慣れるのに大変だった様子を聞き、みんなに励ました。シェルター卒業生の自立への報告は大変うれしいことです。

サロンの日を利用し、9月8・9日の反貧困ネット

ワーク主催「暮らしとこころの相談会」の案内チラシ折りやティッシュ詰め2000個分を手伝ってもらいました。たくさんの方が集まればあっという間に完成です。一生懸命な姿に、少しでも役立ちたいとの思いが伝わってきます。街頭宣伝や相談会の手伝いに参加し、相談会を陰で支えてくれました。

9月30日の食事会は、炊き込みご飯と椎茸や卵等入りのそーめん。大矢さんの家庭料理にみんなが和みます。

社会との繋がり的一步としてサロンに集い、自立への道に向かって前進してほしいと願っています。（H）

シェルター利用状況 平成27年9月24日（2009年5月以降の累計）

年代	男性	女性	合計
10代	6	13	19
20代	64	37	101
30代	130	26	158
40代	143	38	181
50代	134	32	166
60代	76	23	101
70代	28	10	38
80代	4	4	8
不明	13	26	39
合計	600	211	811

世帯内訳：単身732名、夫婦31名、親子48名

今後の相談会の予定

2015年12月 8日(火)・9日(水)年末年越し生活相談会

2016年 3月29日(火)・30日(水)暮らしとこころの相談会

2016年 6月21日(火)・22日(水)まちかど生活相談会

会員募集中です

正会員(個人)年会費 2,000円 正会員(団体) 年会費 5,000円

賛助会員(個人)年会費 5,000円 賛助会員(団体) 年会費10,000円

会費・寄付振込先：反貧困ネットワーク広島

広島銀行白島支店 普通3235401：郵便為替 01390-1-98338
※共同募金について（来年の予告）

来年1月1日から3月31日まで、共同募金社会課題解決プロジェクトの募金活動をおこないます。来年、機関紙1月号と一緒に、募金の御願いをさせていただきますので、皆さんのご協力をお願いします。なお、共同募金については、税申告の際、寄付金控除の対象になります。

反貧困ネットワーク広島では、お米、ラーメン、そうめん、など保存食やタオルなどの寄付も随時おまちしています。

NPO法人 反貧困ネットワーク広島 事務局 相談専用電話

広島市中区東白島14-15NTTクレド白島ビル7階

090-4890-1579

広島総合法律会計事務所内

平日10:00~17:00

電話：082-227-8181 FAX：082-227-1200

